

**住民基本台帳ネットワークに関する事務の
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案） 概要**

1 評価書名

住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書（案）

2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務において特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

3 項目一覧

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

4 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

(1) 事務の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務

(2) 事務の内容

- ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ②市町村からの本人確認情報又は附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知
- ③京都府知事から京都府の他の執行機関又は他部署への本人確認情報又は附票本人確認情報の提供・移転
- ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報又は附票本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- ⑤機構への本人確認情報又は附票本人確認情報の照会

(3) 対象人数

30 万人以上

(4) 使用するシステム

- ①住民基本台帳ネットワークシステム

②附票連携システム

5 特定個人情報ファイルの概要

(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

①対象となる本人の数

100 万人以上 1,000 万人未満

②対象となる本人の範囲

京都府内の住民

③記録される項目

個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報

④保有開始日

平成 27 年 7 月 15 日

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

①対象となる本人の数

100 万人以上 1,000 万人未満

②対象となる本人の範囲

京都府内の住民

③記録される項目

個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報は含まない。）

④保有開始日

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）」附則第 1 条第 10 号にて規定される公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内の政令で定める日

6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村から通知される本人確認情報及び附票本人確認情報に限定。

附票本人確認情報については、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、京都府の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することをシステムにより担保する。

(2) 特定個人情報の使用

PC のログイン時のユーザ ID・パスワード認証に加え、住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセス時の生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等を通じて不正使用を防止。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

契約書等で本人確認情報の万全かつ安全な管理を確約させるとともに、必要に応じ、府職員の現地調査、指示・監督を実施。

再委託する場合は、事前に京都府知事の許可を得た上で、再委託先との契約において秘密保持義務を課すことを義務付けるとともに、直接本人確認情報に係わらない業務のみに限定。

(4) 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際、提供・移転^(※)の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存。

(※)提供：特定個人情報を評価実施機関以外の者に供与すること

移転：評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供すること

(5) 特定個人情報の保管・消去

①保管

監視カメラを設置してサーバ設置場所及び代表端末保管場所への入退室者を特定・管理するとともに、サーバ設置場所や代表端末・記録媒体の保管場所を施錠管理する。

OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウイルス対策ソフトのパターンファイルを、配信された都度更新する。

庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールやルータにより、論理的にインターネットと分断する。

ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。

②消去

住民票記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後にシステム上自動的に消去される。

附票本人確認情報については、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する（消去されたデータは、復元できない）。

磁気ディスクの廃棄時は、契約及び規程に基づき、内容の消去、破壊等を確実に行うとともに、その記録を残す。

7 その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

年に1回、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを利用する全所属に対し、チェックリストを配付し、自己点検を実施する。

また、自己点検の内容に基づき、自治振興課において、必要に応じ実地監査を実施。

(2) 従業者に対する教育・啓発

住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。

8 開示請求、問合せ

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部自治振興課

9 評価実施手続

住民等からの意見の聴取については、令和5年9月29日(金)～令和5年10月29日(日)の間、京都府民意見提出手続要綱に基づき実施する。

10 今後のスケジュール

(1) 令和5年9月29日(金)～令和5年10月29日(日)

意見聴取(パブリックコメント)

(2) 令和5年10月～令和5年11月

第三者点検(京都府情報公開・個人情報保護審議会諮問、答申)

(3) 令和5年12月

特定個人情報保護委員会へ評価書提出、評価書公表